

令和7年6月9日提出

令和7年6月定例県議会付議案 議案第17～18号関係

鳥 取 県

令和7年6月定例県議会付議案

目 次

議案第17号	鳥取県行政組織条例等の一部を改正する条例……………	1
議案第18号	鳥取県青少年健全育成条例の一部を改正する条例……………	20

条 例

議案第17号

鳥取県行政組織条例等の一部を改正する条例

次のおり鳥取県行政組織条例等の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求めらる。

令和7年6月9日提出

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県行政組織条例等の一部を改正する条例

（鳥取県行政組織条例の一部改正）

第1条 鳥取県行政組織条例（平成6年鳥取県条例第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改	正	後	改	正	前

<p>(設置)</p> <p>第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第158条第1項の規定に基づき、知事の権限に属する事務を分掌させるため、同項後段に規定する知事の直近下位の内部組織として、次の<u>部局</u>を置く。</p> <p><u>政策統轄総局</u></p> <p>令和の改新戦略本部</p> <p>輝く鳥取創造本部</p> <p>男女協働未来創造本部</p> <p>総務部</p> <p>危機管理部</p> <p>地域社会振興部</p> <p>福祉保健部</p> <p>子ども家庭部</p> <p>生活環境部</p> <p>商工労働部</p> <p>農林水産部</p>	<p>(設置)</p> <p>第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第158条第1項の規定に基づき、知事の権限に属する事務を分掌させるため、同項後段に規定する知事の直近下位の内部組織として、次の<u>部</u>を置く。</p> <p>令和の改新戦略本部</p> <p>輝く鳥取創造本部</p> <p>男女協働未来創造本部</p> <p>総務部</p> <p>危機管理部</p> <p>地域社会振興部</p> <p>福祉保健部</p> <p>子ども家庭部</p> <p>生活環境部</p> <p>商工労働部</p> <p>農林水産部</p>
--	--

県土整備部

(政策統轄総局の所掌事務)

第3条 政策統轄総局の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 県民生活に多大な影響を及ぼす喫緊の課題その他の県政推進上の重要政策の統轄、総合調整及び調査研究に関する事項
- (2) 人口減少対策に関する事項
- (3) 移住定住の促進及び関係人口の拡大に関する事項
- (4) 県民の社会参加活動の推進に関する事項

(令和の改新戦略本部の所掌事務)

第4条 令和の改新戦略本部の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 令和の改新の推進に関する事項

県土整備部

(令和の改新戦略本部の所掌事務)

第3条 令和の改新戦略本部の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 県政推進上の重要政策の統轄、総合調整及び調査研究に関する事項
- (2) 人口政策に関する事項

(2) 略

(3) 略

(4) 略

(5) 略

(6) 略

(輝く鳥取創造本部の所掌事務)

第5条 輝く鳥取創造本部の所掌事務は、次のとおりとする。

(1) 略

(2) 略

(3) 略

(4) 略

(3) 略

(4) 略

(5) 略

(6) 略

(7) 略

(輝く鳥取創造本部の所掌事務)

第4条 輝く鳥取創造本部の所掌事務は、次のとおりとする。

(1) 人口減少対策に関する事項（令和の改新戦略本部の所管に係るものを除く。）

(2) 略

(3) 移住定住の促進及び関係人口の拡大に関する事項

(4) 県民の社会参加活動の推進に関する事項

(5) 略

(6) 略

(7) 略

(5) 略

(男女協働未来創造本部の所掌事務)

第6条 略

(総務部の所掌事務)

第7条 総務部の所掌事務は、次のとおりとする。

(1)～(14) 略

(15) その他の部局の所掌に属しない事項

(危機管理部の所掌事務)

第8条 略

(地域社会振興部の所掌事務)

第9条 略

(8) 略

(男女協働未来創造本部の所掌事務)

第5条 略

(総務部の所掌事務)

第6条 総務部の所掌事務は、次のとおりとする。

(1)～(14) 略

(15) その他の部の所掌に属しない事項

(危機管理部の所掌事務)

第7条 略

(地域社会振興部の所掌事務)

第8条 略

(福祉保健部の所掌事務) <u>第9条</u> 略	(福祉保健部の所掌事務) <u>第9条</u> 略
(子ども家庭部の所掌事務) <u>第10条</u> 略	(子ども家庭部の所掌事務) <u>第10条</u> 略
(生活環境部の所掌事務) <u>第11条</u> 略	(生活環境部の所掌事務) <u>第11条</u> 略
(商工労働部の所掌事務) <u>第12条</u> 略	(商工労働部の所掌事務) <u>第12条</u> 略
(農林水産部の所掌事務) <u>第13条</u> 略	(農林水産部の所掌事務) <u>第13条</u> 略
(県土整備部の所掌事務)	(県土整備部の所掌事務)

第15条 略

(政策統轄監)

第16条 政策統轄総局を所掌させるとともに、各部署の政策を統轄

し、官民の協働により喫緊の行政課題に機動的に対応するため、

政策統轄監を置く。

2 政策統轄監は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条

第3項第4号の規定に基づき指定する特別職とする。

3 政策統轄監の定数は、1人とする。

4 政策統轄監は、議会の同意を得て知事が任命する。

5 政策統轄監の任期は、4年とする。

(統轄監及び部署長)

第17条 知事を補佐し、県行政の重要政策の企画及び立案を行わせ

るため、統轄監及び部署の長（以下「部署長」という。）を置

く。

第14条 略

(統轄監及び部長)

第15条 知事を補佐し、県行政の重要政策の企画及び立案を行わせ

るため、統轄監及び部の長（以下「部長」という。）を置く。

<p>2 統轄監は、各<u>部局</u>の総合調整を行う。</p> <p>3 <u>部局長</u>は、第1項の事務を処理するとともに、<u>部局</u>の所掌事務をつかさどる。</p> <p>4 <u>部局長</u>は、県行政全般にわたる総合的視野に立ち、統轄監とともに、相互に協力してその任に当たるものとする。</p> <p>(<u>部局</u>以外の組織及び分掌事務)</p> <p><u>第18条</u> 第2条の規定にかかわらず、会計事務に関する事項及び建設事業の評価に関する事項を分掌させるため、会計管理部を<u>部局</u>の外に置く。</p> <p>2・3 略</p> <p>(雑則)</p> <p><u>第19条</u> 略</p>	<p>2 統轄監は、各<u>部</u>の総合調整を行う。</p> <p>3 <u>部長</u>は、第1項の事務を処理するとともに、<u>部</u>の所掌事務をつかさどる。</p> <p>4 <u>部長</u>は、県行政全般にわたる総合的視野に立ち、統轄監とともに、相互に協力してその任に当たるものとする。</p> <p>(<u>部</u>以外の組織及び分掌事務)</p> <p><u>第16条</u> 第2条の規定にかかわらず、会計事務に関する事項及び建設事業の評価に関する事項を分掌させるため、会計管理部を<u>部</u>の外に置く。</p> <p>2・3 略</p> <p>(雑則)</p> <p><u>第17条</u> 略</p>
--	--

第2条 鳥取県行政組織条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(部局長)</p> <p>第17条 知事を補佐し、県行政の重要政策の企画及び立案を行わせるため、<u>部局長</u>にそれぞれの長（以下「部局長」という。）を置く。</p> <p>2 <u>部局長は、前項の事務を処理するとともに、部局の所掌事務をつかさどる。</u></p> <p>3 <u>部局長は、県行政全般にわたる総合的視野に立ち、相互に協力してその任に当たるものとする。</u></p>	<p>(<u>統轄監及び部局長</u>)</p> <p>第17条 知事を補佐し、県行政の重要政策の企画及び立案を行わせるため、<u>統轄監及び部局長</u>の長（以下「部局長」という。）を置く。</p> <p>2 <u>統轄監は、各部局の総合調整を行う。</u></p> <p>3 <u>部局長は、第1項の事務を処理するとともに、部局の所掌事務をつかさどる。</u></p> <p>4 <u>部局長は、県行政全般にわたる総合的視野に立ち、統轄監とともに、相互に協力してその任に当たるものとする。</u></p>

(知事等の退職手当に関する条例の一部改正)

第3条 知事等の退職手当に関する条例（昭和37年鳥取県条例第50号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、鳥取県知事等の給与及び旅費等に関する条例(平成19年鳥取県条例第38号)第2条第5項及び第3条第2項の規定に基づき、知事、副知事、<u>政策統轄監</u>、教育長、病院事業の管理者及び常勤の監査委員の退職手当の額その他退職手当の支給に関する必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>(退職手当の支給)</p> <p>第2条 この条例の規定による退職手当は、知事、副知事、<u>政策統轄監</u>、教育長、病院事業の管理者及び常勤の監査委員(以下「知事等」という。)が退職した場合に、その者(死亡による退職の場合には、その遺族)に支給する。ただし、知事等が任期満了により退職した後に当該任期満了に伴う選挙、選任又は任命により再び知事等となったときは、支給しない。</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、鳥取県知事等の給与及び旅費等に関する条例(平成19年鳥取県条例第38号)第2条第5項及び第3条第2項の規定に基づき、知事、副知事、教育長、病院事業の管理者及び常勤の監査委員の退職手当の額その他退職手当の支給に關し必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>(退職手当の支給)</p> <p>第2条 この条例の規定による退職手当は、知事、副知事、教育長、病院事業の管理者及び常勤の監査委員(以下「知事等」という。)が退職した場合に、その者(死亡による退職の場合には、その遺族)に支給する。ただし、知事等が任期満了により退職した後に当該任期満了に伴う選挙、選任又は任命により再び知事等となったときは、支給しない。</p>

<p>2～4 略</p> <p>(知事等の退職手当)</p> <p>第3条 知事等が退職した場合の退職手当の額は、退職の日におけるその者の給料月額に知事等としての勤続期間の月数を乗じて得た額に、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p><u>(3)</u> 略</p> <p><u>(4)</u> 略</p> <p><u>(5)</u> 略</p> <p>2～4 略</p> <p>第5条 略</p>	<p>2～4 略</p> <p>(知事等の退職手当)</p> <p>第3条 知事等が退職した場合の退職手当の額は、退職の日におけるその者の給料月額に知事等としての勤続期間の月数を乗じて得た額に、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p><u>(3)</u> 政策統轄監 100分の35</p> <p><u>(4)</u> 略</p> <p><u>(5)</u> 略</p> <p><u>(6)</u> 略</p> <p>2～4 略</p> <p>第5条 略</p>
---	---

<p>(<u>政策統轄監の退職手当の特例</u>)</p> <p><u>第5条の2</u> 前2条の規定は、<u>政策統轄監</u>について準用する。</p>					
<p>(職員の退職手当に関する条例の一部改正)</p> <p>第4条 職員の退職手当に関する条例(昭和37年鳥取県条例第51号)の一部を次のように改正する。</p> <p>次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。</p>					
<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="671 1115 738 1973">改正後</th> <th data-bbox="671 250 738 1115">改正前</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="743 1115 1391 1973"> <p>(副知事等に選任された場合の退職手当)</p> <p>第8条 職員が退職した日又はその翌日に副知事、<u>政策統轄監</u>又は常勤の監査委員に選任された場合において、当該退職した者に対する退職手当の基本額は、第3条及び第4条の規定にかかわらず、第5条から第5条の3まで及び前3条の規定の例により計算した額とする。</p> <p>附 則</p> </td> <td data-bbox="743 250 1391 1115"> <p>(副知事等に選任された場合の退職手当)</p> <p>第8条 職員が退職した日又はその翌日に副知事又は常勤の監査委員に選任された場合において、当該退職した者に対する退職手当の基本額は、第3条及び第4条の規定にかかわらず、第5条から第5条の3まで及び前3条の規定の例により計算した額とする。</p> <p>附 則</p> </td> </tr> </tbody> </table>	改正後	改正前	<p>(副知事等に選任された場合の退職手当)</p> <p>第8条 職員が退職した日又はその翌日に副知事、<u>政策統轄監</u>又は常勤の監査委員に選任された場合において、当該退職した者に対する退職手当の基本額は、第3条及び第4条の規定にかかわらず、第5条から第5条の3まで及び前3条の規定の例により計算した額とする。</p> <p>附 則</p>	<p>(副知事等に選任された場合の退職手当)</p> <p>第8条 職員が退職した日又はその翌日に副知事又は常勤の監査委員に選任された場合において、当該退職した者に対する退職手当の基本額は、第3条及び第4条の規定にかかわらず、第5条から第5条の3まで及び前3条の規定の例により計算した額とする。</p> <p>附 則</p>	
改正後	改正前				
<p>(副知事等に選任された場合の退職手当)</p> <p>第8条 職員が退職した日又はその翌日に副知事、<u>政策統轄監</u>又は常勤の監査委員に選任された場合において、当該退職した者に対する退職手当の基本額は、第3条及び第4条の規定にかかわらず、第5条から第5条の3まで及び前3条の規定の例により計算した額とする。</p> <p>附 則</p>	<p>(副知事等に選任された場合の退職手当)</p> <p>第8条 職員が退職した日又はその翌日に副知事又は常勤の監査委員に選任された場合において、当該退職した者に対する退職手当の基本額は、第3条及び第4条の規定にかかわらず、第5条から第5条の3まで及び前3条の規定の例により計算した額とする。</p> <p>附 則</p>				

<p>1～3 略</p> <p>4 国家公務員から引き続き職員となった者が退職した場合において、当該退職の日又はその翌日に副知事に副知事に選任されたときは、この条例による退職手当は支給しない。</p> <p>5～28 略</p>	<p>1～3 略</p> <p>4 国家公務員から引き続き職員となった者が退職した場合において、当該退職の日又はその翌日に副知事又は<u>政策統轄監</u>に選任されたときは、この条例による退職手当は支給しない。</p> <p>5～28 略</p>
<p>(鳥取県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例の一部改正)</p> <p>第5条 鳥取県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例(平成16年鳥取県条例第67号)の一部を次のように改正する。</p> <p>次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。</p>	
<p>改 正 後</p> <p>(指定管理者となることができない法人等)</p> <p>第3条 鳥取県議会の議員、知事、副知事、<u>政策統轄監</u>、教育長、指定管理者の候補者(以下「指定管理候補者」という。)の選定に関する規定に、この条例の規定を適用する。</p>	<p>改 正 前</p> <p>(指定管理者となることができない法人等)</p> <p>第3条 鳥取県議会の議員、知事、副知事、教育長、指定管理者の候補者(以下「指定管理候補者」という。)の選定の決定に関する規定に、この条例の規定を適用する。</p>

別表第1（第2条、第4条関係）

区分	報酬又は給料の額
略	
副知事	月額 945,000円
政策統轄監	月額 789,000円
略	

別表第2（第7条関係）

1 鉄道賃及び船賃

区分	鉄道賃	船賃
知事、副知事及び政策統轄監	略	
略		

2 宿泊費

区分	宿泊費基準額（1夜につき）

別表第1（第2条、第4条関係）

区分	報酬又は給料の額
略	
副知事	月額 945,000円
略	

別表第2（第7条関係）

1 鉄道賃及び船賃

区分	鉄道賃	船賃
知事及び副知事	略	
略		

2 宿泊費

区分	宿泊費基準額（1夜につき）

知事、副知事及び政策統轄監 略	略
知事及び副知事 略	略

(鳥取県危機管理のための対策本部に関する条例の一部改正)

第7条 鳥取県危機管理のための対策本部に関する条例（平成25年鳥取県条例第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(危機管理対策本部の組織)</p> <p>第4条 略</p> <p>2 危機管理対策本部に本部員を置き、次に掲げる者をもって充てる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>政策統轄監</u></p>	<p>(危機管理対策本部の組織)</p> <p>第4条 略</p> <p>2 危機管理対策本部に本部員を置き、次に掲げる者をもって充てる。</p> <p>(1) 略</p>

(3) 略	(2) 略
(4) 略	(3) 略
(5) 略	(4) 略
3～5 略	3～5 略

(職員等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部改正)

第8条 職員等の損害賠償責任の一部免責に関する条例（令和2年鳥取県条例第6号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(職員等の損害賠償責任の一部免責)</p> <p>第2条 職員等の県に対する損害を賠償する責任について、職員等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、職員等が賠償の責任を負う額のうち次の各号に掲げる職員等の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額を超える額を免責する。</p> <p>(1) 地方警務官（警察法（昭和29年法律第162号）第56条第1</p>	<p>(職員等の損害賠償責任の一部免責)</p> <p>第2条 職員等の県に対する損害を賠償する責任について、職員等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、職員等が賠償の責任を負う額のうち次の各号に掲げる職員等の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額を超える額を免責する。</p> <p>(1) 地方警務官（警察法（昭和29年法律第162号）第56条第1</p>

<p>項に規定する地方警務官をいう。以下同じ。) 以外の職員等</p> <p>地方自治法施行令 (昭和22年政令第16号。以下「政令」という。) 第173条の4 第1項第1号に規定する普通地方公共団体の長等の基準給与年額に、次に掲げる地方警務官以外の職員等の区分に応じ、それぞれに定める数を乗じて得た額</p> <p>ア 略</p> <p>イ 副知事、<u>政策統轄監</u>、教育委員会の教育長若しくは委員、公安委員会の委員、選挙管理委員会の委員又は監査委員 4</p> <p>ウ・エ 略</p> <p>(2) 略</p>	<p>項に規定する地方警務官をいう。以下同じ。) 以外の職員等</p> <p>地方自治法施行令 (昭和22年政令第16号。以下「政令」という。) 第173条の4 第1項第1号に規定する普通地方公共団体の長等の基準給与年額に、次に掲げる地方警務官以外の職員等の区分に応じ、それぞれに定める数を乗じて得た額</p> <p>ア 略</p> <p>イ 副知事、教育委員会の教育長若しくは委員、公安委員会の委員、選挙管理委員会の委員又は監査委員 4</p> <p>ウ・エ 略</p> <p>(2) 略</p>
<p>附 則</p>	
<p>(施行期日)</p>	
<p>1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条及び次項の規定は規則で定める日から施行する。</p>	
<p>(鳥取県職員定数条例の一部改正)</p>	
<p>2 鳥取県職員定数条例 (平成6年鳥取県条例第4号) の一部を次のように改正する。</p>	

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(定数)</p> <p>第2条 職員の定数は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 知事の事務部局の職員 <u>2,837人</u></p> <p>ア 一般会計支弁に係る職員 <u>2,827人</u></p> <p>イ 略</p> <p>(2)～(10) 略</p> <p>2 略</p>	<p>(定数)</p> <p>第2条 職員の定数は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 知事の事務部局の職員 <u>2,838人</u></p> <p>ア 一般会計支弁に係る職員 <u>2,828人</u></p> <p>イ 略</p> <p>(2)～(10) 略</p> <p>2 略</p>

議案第18号

鳥取県青少年健全育成条例の一部を改正する条例

次のおり鳥取県青少年健全育成条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

令和7年6月9日提出

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県青少年健全育成条例の一部を改正する条例

鳥取県青少年健全育成条例（昭和55年鳥取県条例第34号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前

目次	目次
第1章～第5章 略	第1章～第5章 略
第6章 罰則 (第26条～第30条)	第6章 罰則 (第26条～第28条)
附則	附則
(県の責務)	(県の責務)
第3条 略	第3条 略
2 略	2 略
3. <u>県は、この条例に定める事項に違反する行為により被害を受けた青少年及びその家族に対して、適切な支援を受けられるようにするとともに、財政措置も含め必要な施策を講ずるものとする。</u>	
(児童ポルノ等の作成、製造及び提供の禁止)	(児童ポルノ等の作成、製造及び提供の禁止)
第18条の3 略	第18条の3 略
2 略	2 略
3. <u>知事は、前2項の規定に違反した者に対して、期限を定めて、</u>	

当該児童ポルノ等の廃棄、削除その他の必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

4 知事は、前項の規定による命令を受けた者が当該命令に従わな
いときは、その者の氏名若しくは名称又はこれらに代わる呼称及
び当該命令の内容を公表することができる。この場合、当該公表
による青少年の心身への影響に十分配慮するものとする。

第27条 略

第27条 略

第28条 第18条の3第1項又は第2項の規定に違反したときは、当
該違反行為をした者は、5万円以下の過料に処する。

2 第18条の3第3項の規定による命令を受けた者が当該命令に従
わないときは、5万円以下の過料に処する。

第29条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他
の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前条の違反行為をし

たときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して、同条の過料を科する。

第30条 略

第28条 略

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から起算して1月を経過した日から施行する。
(経過措置)
- 2 改正後の鳥取県青少年健全育成条例第18条の3第3項及び第4項の規定は、この条例の施行後に同条第1項又は第2項の規定に違反した者について適用する。
- 3 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。